例によることとされる場合における旧法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）の実施の委託を受けた者（これらの者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはこれらの職員又はこれらの者であった者については、旧法第百八条の二第四項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（自転車運転者講習の受講命令に関する経過措置）

第六条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為を理由とする自転車運転者講習の受講命令については、なお従前の例による。

（罰則等に関する経過措置）

第七条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条　附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　附則第三条から前条まで及び附則第十一条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正）

第十条　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「若しくは第三号」を「、第三号若しくは第六号」に改める。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　前条の規定の施行前にした行為に係る土砂等運搬大型自動車の使用の制限及び禁止については、同条の規定による改正後の土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

第十二条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項の表第七十五条第一項第七号の項及び第百十九条の二第一項第三号の項中「第四十四条第一項」を「第四十四条第一項」に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）

第十三条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十八号ロ中「第五十一条の二第一項」を「第五十一条の四第一項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
国土交通大臣　赤羽　一嘉

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十三号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

（都市再生特別措置法の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条の四」を「第四十六条の八」に、「第三節　都市計画等の特例」を「第三節　都市計画等の特例（第六十二条の二）
第六款　歴史的風致維持向上計画の認定の申請手続の特例（第六十二条の十五）」に、「第五款　都市公園の占用の許可の特例（第六十二条の二）
第六款　駐車場法の特例等（第六十二条の七）
第七款　普通財産の活用（第六十二条の九―第六十二条の十二）
第八款　景観計画の策定等の提案（第六十二条の十三）
第九款　歴史的風致維持向上計画の認定の申請手続の特例（第六十二条の十四）
第十款　都市再生推進法人を経由した道路又は都市公園の占用等の許可の申請手続（第六十二条の十二）」を「第一款の二　都市再生推進法人を経由した道路又は都市公園の占用等の許可の申請手続（第六十二条の十二）
第二款　建築等の届出等（第六十二条の三―第六十二条の六）
第三款　居住調整地域等（第六十二条の七―第六十二条の十）
第四款　居住誘導区域等権利設定等促進計画等（第六十二条の十一―第六十二条の十五）」に、「第四節　立地誘導促進施設協定（第六十二条の十六―第六十二条の二十一）」を「第四節　立地誘導促進施設協定（第百九条の二―第百九条の四）」に、「第四節の二　都市計画法の特例（第百九条の五―第百九条の十二）」を「第四節の二　居住誘導区域等権利設定等促進計画等（第百九条の三―第百九条の六）」に、「第百九条の七―第百九条の十三）」を「第百九条の十四―第百九条の二十一）」に、「跡地等管理協定等」を「跡地等管理等協定等」に改める。

第二十九条第一項第一号中「居住者等」の下に「（以下「建築物の利用者等」という。）」を、「定めるもの」の下に「並びに建築物の利用者等に有用な情報の収集、整理、分析及び提供を行うための設備で政令で定めるもの」を加える。

第三十六条第二項中「をいう。）」を「をいう。第九十四条の二第二項第二号において同じ。）」に改める。

第四十六条第一項中「市町村は」の下に「、単独で又は共同して」を加え、同条第二項中「第五号」を「第六号」に、「第六号」を「第七号」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第一号の区域のうち、滞在者等の滞在及び交流の促進を図るため、円滑かつ快適な歩行の確保に資する歩道の拡幅その他の道路の整備、多様な滞在者等の交流の拠点の形成に資する都市公園の整備、良好な景観の形成に資する店舗その他の滞在者等の利便の増進に寄与する建築物の開放性を高めるための改築又は色彩の変更その他の滞在の快適性及び魅力の向上（以下この条において「滞在の快適性等の向上」という。）のために必要な公共公益施設の整備又は管理を行う必要があると認められる区域（以下「滞在快適性等向上区域」という。）を定める場合にあっては、その区域